

習志野市教育委員会会議録
(令和8年第1回定例会)

- | | | | |
|---|------|-------------------------------------|---------|
| 1 | 期 日 | 令和8年1月28日(水) | |
| | | 市庁舎5階委員会室 | |
| | | 開会時刻 | 午後3時00分 |
| | | 閉会時刻 | 午後4時25分 |
| | | | |
| 2 | 出席委員 | 教 育 長 | 小 熊 隆 |
| | | 委 員 | 赤 澤 智津子 |
| | | 委 員 | 高 橋 浩之 |
| | | 委 員 | 馬 場 祐美 |
| | | 委 員 | 鎌 田 尊人 |
| | | | |
| 3 | 出席職員 | 学校教育部長 | 三 角 寿 人 |
| | | 生涯学習部長 | 上 原 香 |
| | | 学校教育部参事 | 佐々木 博文 |
| | | 学校教育部・生涯学習部技監 | 塩 川 潔 |
| | | 学校教育部次長 | 渡 辺 雅和 |
| | | 生涯学習部次長 | 越 川 智子 |
| | | 学校教育部副参事 | 奥 山 昭子 |
| | | 教育総務課長 | 早 川 誠 貴 |
| | | 学務課長 | 寺 嶋 耕 一 |
| | | 保健体育安全課長 | 江 住 敏 也 |
| | | 指導課長 | 春 名 拓 也 |
| | | 総合教育センター所長 | 青 野 孝 幸 |
| | | 学校給食センター所長 | 水 嶋 りえ子 |
| | | 社会教育課長 | 河 栗 太 一 |
| | | 学校教育部主幹 | 石 井 義 之 |
| | | 学校教育部主幹 | 村 山 智恵子 |
| | | 学校教育部主幹 | 菅 谷 茂 良 |
| | | 学校教育部主幹 | 藤 代 薫 |
| | | 学校教育部主幹 <small>(習志野高等学校事務長)</small> | 袴 田 武 志 |
| | | 学校教育部主幹 | 鈴 木 貴 幸 |
| | | 学校教育部主幹 | 鶴 岡 佑 介 |
| | | 学務課主任管理主事 | 鈴 木 建 史 |
| | | 指導課主任指導主事 | 櫻 井 智 之 |
| | | 指導課主任指導主事 | 坂 井 祐 介 |
| | | 総合教育センター主任指導主事 | 渡 辺 明日子 |

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 令和7年習志野市議会第4回定例会一般質問等について
- (2) 臨時代理の報告について(令和7年度教育費予算案(12月補正追加分)について)
- (3) いじめ重大事態の発生について

第3 議決事項

- 議案第1号 習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第2号 習志野市附属機関設置条例制定に対する教育委員会の意見について
- 議案第3号 習志野市いじめ防止基本方針の改定について

第4 協議事項

- 協議第1号 習志野市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について
- 協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について

第5 その他

5 会議内容

小熊教育長

令和8年習志野市教育委員会第1回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が1名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

会議規則第13条の規定により、報告事項(3)並びに議案第1号及び議案第2号を非公開とし、議案第1号の非公開部分の会議録については、情報解禁日である令和8年2月12日と同日に開催予定である次回の定例会において会議録が承認された後に、議案第2号の非公開部分の会議録については、議案が市長から市議会へ提出された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長

令和7年第12回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 令和7年習志野市議会第4回定例会一般質問等について (教育総務課)

馬場委員

議員からの一般質問の内容を見ていると、今回に限ってはいじめの問題に関する質問が大変

多くあり、関心の高さを実感したところである。議員が関心あるということは、市民も関心があると思うので、本日の報告事項にもあるが、今後のいじめ防止対策に関しては、教育委員会を挙げて前に進めていくべき問題であると実感した。この質問とは別に、日本版DBS導入へ向けた習志野市での準備状況について質問があり、準備を進めていると答弁しているが、この件に関して、現状や今後のことについて、報告できることがあれば教えていただきたい、と質問

寺嶋学務課長

12月の議会で質問のあった日本版DBSについては、令和8年12月から実際に運用が始まるスケジュールとなっている。今後、運用に向けてのスケジュールが令和8年度中に国から示されることとなっている。データベースシステムで、性犯罪をした方かどうかを細かくチェックするものだが、現状としては、性犯罪や性的な問題を起こした教員の教員免許は失効することになっており、このことについては、県教育委員会ですっかりと確認をしている。また、本市においても県をとおしてすっかりと確認をしている。令和8年12月の運用開始に向けて、教育委員会として準備をしているところである、と回答

馬場委員

この件については、教育委員会会議で報告していただきたい、と要望

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

報告事項(2) 臨時代理の報告について(令和7年度教育費予算案(12月補正追加分)について) (教育総務課)

早川教育総務課長

報告事項(2)「臨時代理の報告について(令和7年度教育費予算案(12月補正追加分)について)」、説明する。

A3版資料の事業概要等欄を御覧いただきたい。物価高騰による子育て世帯の負担を軽減するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市立小中学校の学校給食費の令和8年2月及び3月分を全額公費負担とするため、予算を補正するにあたり臨時代理したものである。本件については、12月の市議会で議決をいただいたので、準備を進めているところである、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

議案第3号 習志野市いじめ防止基本方針の改定について (指導課)

櫻井指導課主任指導主事

議案第3号「習志野市いじめ防止基本方針の改定について」、説明する。初めに、資料の訂正をさせていただく。「習志野市いじめ防止基本方針」の本冊9ページ目上部にある才の教育委員会内のいじめ対応組織の明確化の2行目に「分担して対応ができる対応ができる体制」となっており、「対応ができる」が重複していたので、お詫びして訂正する。資料等については修正したものを公開したいと思っている。

スライド番号2を御覧いただきたい。前回の「習志野市いじめ防止基本方針」は、令和6年1月

に改定した。その後、令和6年8月に「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」が大幅に改訂された。加えて、令和2年度に市内小学校で発生したいじめ重大事態について、令和7年8月に習志野市いじめ問題再調査委員会の再調査報告書が公表され、教育委員会及びいじめ問題対策委員会等の対応の問題点についての指摘があった。これらのことを踏まえ、現在、本市で制定しているいじめ防止基本方針について、見直しを図る必要があると考え、「習志野市いじめ防止基本方針」を改定するものである。

スライド番号3を御覧いただきたい。今回の改定の概要は次のとおりである。全体の章構成や項目立てを見直し、内容の明確化と再整理を行った。1点目は、いじめの定義について留意点を具体的に示し、記載内容を整理した。2点目は、いじめ認知後の対応について、フローチャートを作成した。3点目は、重大事態への対処として、調査方法や記録の取り扱いの詳細を記載し、重大事態の対応についてフローチャートを作成した。4点目は、重大事態調査を第三者委員会で行う際の学校教育部の組織体制を明確に示した。次のスライドから、改定のポイントを6点説明する。

スライド番号4を御覧いただきたい。改定のポイント1点目は、基本方針の本冊4ページ目の2. いじめの定義についてである。これまでの基本方針では、「いじめ防止対策推進法」に規定するいじめの定義と具体的ないじめの態様を記載する程度になっていたが、今回の改定では、いじめかどうかを判断する上での留意点を具体的に示した。基本方針の本冊4ページ目の2(2)に示しているとおり、判断については、表面的、形式的に行わず、いじめを受けた児童生徒及び保護者の立場にたって判断をする必要があることや、いじめを受けた本人がいじめを否定する場合があること、いじめの定義にある一定の人間関係について、学校の内外を問わず、同じ学校、学級、部活動など、児童生徒と何らかの人的関係があることを指すなど、9項目の留意点を追記し、市教育委員会、学校が適切に判断できるようにした。

スライド番号5を御覧いただきたい。改定のポイント2点目は、基本方針の本冊9ページ目の(4)学校及び学校の教職員の役割についてである。まず、校内のいじめ防止対策組織の役割を具体的に明記した。具体的に申し上げますと、いじめの相談、通報の窓口となることや組織で情報の収集や記録、情報共有を行うことなどを追記した。また、いじめの解消について判断する際の留意点を追記した。いじめの事案があった場合に、単に謝罪をすることで解決、解消と学校が捉えることがないよう、国の基本方針にあるとおり、いじめが少なくとも3か月止んでいることを本人及び保護者と確認することなどを明記した。

スライド番号6を御覧いただきたい。改定のポイント3点目についてである。これまでの基本方針では、いじめを認知してからの措置については文章表記のみにとどまり、具体的な対応については、詳細に示していなかった。いじめを把握する方法は様々あるが、いじめを把握してからの対応については、どの学校においても同様の対応が必要となることから、基本方針の本冊12ページ目にあるように、今回の改定において、教育委員会としてフローチャートを作成し、学校においても活用できるようにした。

スライド番号7を御覧いただきたい。改定のポイント4点目は、基本方針の本冊13ページ目以降の第3章「重大事態への対処」についてである。重大事態の調査に関して、これまでの基本方針では詳細には記載されていなかった。基本方針の本冊16ページ目のフローチャートをスライドに示している。今回の改定において、調査の主体の決定から市長への報告まで、詳細に文章で記載するとともに、重大事態の対応についてもフローチャートを作成し、県や国に提出する様式や提出するタイミング等についても、フローチャート内に明記した。

スライド番号8を御覧いただきたい。改定のポイント5点目は、基本方針の本冊15ページ目の第4章「その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項」についてである。資料の保存について、重大事態調査における会議録の作成の徹底を明記した。これは、各学校において、いじめ調査を行う校内いじめ対策組織で会議を開催する際も同様としている。また、記録の保管期間

については国のガイドラインでは5年間を推奨しているが、義務教育期間を踏まえて本市では独自に10年を保管期間とすることを明記した。

スライド番号9を御覧いただきたい。改定のポイント6点目は、いじめ重大事態対策チームの設置についてである。いじめ重大事態に対しては、教育委員会として組織で対応していくため、学校教育部でチームとなり、対応できる体制を整えた。基本方針の本冊17ページ目の組織図をスライドに示している。いじめ重大事態調査の主体が、第三者委員会である習志野市いじめ問題対策委員会となった際の事務局機能を教育総務課が担い、調査の中立性、公平性を担保していく。また、学校におけるいじめ対応については、いじめの担当課である指導課が筆頭となり、対応していくが、学校または教職員に関して対応が必要になった場合には学務課と、ネットモラル関係や心身の健康に関する対応が必要になった場合には保健体育安全課と、教育相談や心理士の派遣等が必要となった場合には市総合教育センターと連携するなどの体制を示している。それぞれの課が持つ機能、強みを生かしながら、いじめに適切に対応できる組織としていく。また、法的な観点からのアドバイスをもらえる、スクールロイヤーへの相談についても記載している。

スライド番号10を御覧いただきたい。今後のスケジュールについてである。これまで改定案を作成してきた。本日の教育委員会会議で議決をいただいた後、2月の校長会議において施策の説明を行う予定である。その後、2月下旬までには市ホームページで公開する。また、現在、全ての学校において同様の対応がとれるよう、教育委員会でひな型を作成しており、今後、各学校のいじめ防止基本方針に反映していく予定である、と概要を説明

高橋委員

私が特に気にしていたいじめに関する資料の保存に関して、こども自身が書きたいじめアンケートもしっかりと保存していくことは大変素晴らしいと思う。1つ気になることがあるが、いじめアンケートはどこが保存するものなのか、と質問

櫻井指導課主任指導主事

いじめアンケートについては、各学校で保存をしている、と回答

小熊教育長

学校のどのようなところに、どのように保存されているのかを詳しく説明していただきたい、と質問

櫻井指導課主任指導主事

いじめアンケートは各学期1回ずつ実施している。実施後は各クラスで集計した後、生徒指導主任が全体の集計をして教育委員会に数値を報告する。その後、全クラス分を1つの簿冊に綴り、鍵のかかる場所で保存をしている、と回答

小熊教育長

管理職の関わりについて、補足して説明していただきたい、と質問

櫻井指導課主任指導主事

数値の提出にあたっては管理職の決裁をしっかりと受けるとともに、保存については、生徒指導主任だけではなく、管理職も一緒に確認をしながら行っている、と回答

高橋委員

教育委員会が万全というわけではないと思うが、いじめアンケート以外のものに関してはおそら

く教育委員会が保存するので、ある程度組織的に保存されるものと思っている。いじめアンケートが学校で保存されるとなると、心配というわけではないが、しっかりと保存されるのか疑問を持ったので質問した。管理職が関わり、しっかりと保存されると理解した、と発言

馬場委員

先程申し上げたとおり、いじめ問題に関して様々な指摘があった中で、このように大分加筆され、生まれ変わったといっても良いものを作っていただいたことは、まず1歩前進したと思う。読んでいく中で、概ね良い内容であると思うが、基本方針の本冊10ページ目のウの学校におけるいじめの防止等に関する措置の(エ)いじめの解消について判断をする際の留意点に関してだが、やはり軽々に判断はできないと思う。十分に記載していただいているが、いじめの定義の中にもあった、本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえるという部分はここにも当てはまると思っている。実はいじめが続いているのに、本人が否定してしまうケースはこの段階でもあると思っているので、本当はこの部分に付け加えていただいた方が良いと思うが、まずはこの段階においても本人が否定する場合もあるということを十分に留意していただきたい。また、同ページの(ア)未然防止の中で、SOSの出し方教育を行うタイミングに言及しているが、これまでのいじめアンケートの報告の際にも意見を申し上げているとおり、1年間の学年の初めの実施だけでは私は足りないと思っていたので、「少なくとも毎学期初めに」という文言を付け加えたことは非常に良いと思う。少なくともという表現に関しては、学校の判断で回数を決めて良いのか、また、毎学期初めに実施することを義務付けるということが良いのか、と要望及び質問

櫻井指導課主任指導主事

いじめの解消については、本人が否定する場合があるということを十分留意し、内容をどのようにするのか、この後検討する。また、9月に指導課が作成したいじめの記録簿には、いじめと認知して対応したものに関して、3か月後に本人及び保護者に確認したかをチェックする欄がある。これまでは謝罪をもって解消としていたケースも少なからずある中で、学校には記録簿をとおして、そこまでしっかりと確認するように指示をしている。本人が否定することがないように、丁寧な見守りをすることを学校に改めて指導していきたいと考えている。SOSの出し方教育を毎学期初めに実施するという点については、学校へリマインドメール等を送付しているが、義務に近い認識を持って強くお願いしていきたいと考えている、と回答

馬場委員

個人的には長期休みの前などのタイミングでも良いと思うので、回数をなるべく多く、折に触れて実施していただきたい。もう1点質問したい。基本方針の本冊16ページ目の重大事態発生時の対応フローについて、なぜフローチャート化しないのか。個人的には見づらいと思ったがいかがか、と要望及び質問

櫻井指導課主任指導主事

我々としてはフローチャートと思って作っているが、見づらいということは大変申し訳ないと思う。重大事態の発生報告を学校から受理し、教育長へ報告することが1番という形で作成したが、見づらいという御指摘をいただいたので、どういった対応ができるのか研究していきたいと考えている、と回答

馬場委員

学校側が理解できるのであれば良いが、個人的には図の方が見やすいと思ったので、検討をしていただきたい、と要望

鎌田委員

私から提言と質問がある。1点目は、いじめは早期発見が重要であり、このフローチャートには重大事態とならないように報告や検討が必要であるということが非常に良く記載されていると思う。基本方針のいじめの早期発見の部分にアンケート調査を行うとあるが、家庭で発見できることもあると思うので、児童生徒だけに行うのではなく、保護者に対してアンケート調査を行うことで早期発見につながるのではないかと。2点目は、今回の議案はいじめ防止の基本方針の改定であると理解している。私が見る限り、第1章の3. いじめの理解や4. いじめの防止等に関する基本的考え方にはいじめの防止についての記載があるが、他は、いじめが起こってからの方がたくさん記載してある。当然のことだが、例えば、道徳などについて、もう少し分厚くした方が良いと思う。また、何がいじめの原因となっているのか、その原因を作らせないためにはどのようにしたら良いのかということが、もう少し見えた方が良いと思うが、その点についてはいかがかと質問

櫻井指導課主任指導主事

いじめの認知に関して、保護者からの申し出によるところは数多くある。直接子どもから話を聞いた保護者が、学校に申し出ることによって認知するケースもある。いじめアンケートについては、無記名のものでタブレット端末で行うものもあるが、紙で行うものについては、記載されたものを保護者にも確認していただき、提出していただくことになっているので、保護者とコミュニケーションをとりながら、いじめを早期発見できるような体制にしていきたいと考えている。また、学校と保護者が良い関係を築いていけるようにしっかり指導していきたいと考えている。御指摘のとおり、いじめが起きてからの部分が多くなっているが、いじめの早期発見と防止について、生徒指導提要にはいじめが起きないようにするために、良好な人間関係を作っていくための予防的生徒指導というものがあるので、そういった部分について研修等でしっかり伝えていきたいと考えている、と回答

鎌田委員

いじめが起こらなければ、こういった対応は全く行わなくて良くなるし、誰も傷つかななくて済むので、明記は難しいかもしれないが、起こらないようにするためにはどのようにしたら良いのかという基本的な考え方を作っていただきたい。また、昨今はSNSでの問題もある。使い方の教育はしていると思うが、様々複雑になっているので、対応をお願いしたい、と要望

櫻井指導課主任指導主事

いじめが起きないようにするための学校体制なども含めて、このいじめの問題に対しては、教育委員会として、本当に何とかしなければならぬという気持ちで取り組んでいる。その熱量が学校の教員一人ひとりに伝わるように、研修をしていくことが大事だと考えている。この基本方針の本冊を示すことも大切なことであると思い取り組んできたが、どのように各学校に下ろしていくのかという部分も非常に大事であると思っている。まずは各校長に施策説明を行い、文書だけではなく思いをぶつけ、各学校で全職員にしっかりと伝わるようお願いしていきたいと考えている、と発言

赤澤委員

いじめの問題は非常に難しく、なかなかなくしていくことはできないので、非常に苦労していることと思う。スライド番号2に今回の改定の経緯や背景が記載されているが、もう一つの側面としては、学校や市などの対応が問われてしまったということがあると思う。今回の経緯や背景にもそれが入っていると思うが、この改定案では現場の教員や教育委員会が正しい対応をとれるようなフローとなっているのか。今後様々なことが起こったときに、ブラッシュアップしていけるような形なのか、また、保護者と学校や教育委員会との信頼関係の構築が非常に重要であると思うので、例えば、

この基本方針によって、いじめをなくすことは難しいと思うが、適切な対応がとれるようなフローになっているかどうかの確認はしているのか、と質問

櫻井指導課主任指導主事

基本方針のフローチャートや内容については、赤澤委員のおっしゃるとおり、それぞれの事案に応じて、しっかり対応できるように検討を重ねて作ってきたものではあるが、今後の事案によって改善していかなければならない部分が出てくる可能性も十分あると思っている。その度に当然、ブラッシュアップをしていかなければならないと考えている。各教員がいじめは起こりうるということをもって対応していくこと、また、起きてからの対応が大事であると思っているので、そういった部分に関してはフローチャートに落とし込むことができたと考えている。この基本方針により対応していく中で改善点が出てきたときには、ブラッシュアップをしていきたいと考えている。現時点ではしっかりと対応できる方針ができたと考えている、と回答

赤澤委員

様々な事案を伺う中で、現場の教員や学校が非常に一生懸命対応しているにも関わらず、保護者との間に齟齬が生じることがあるようなので、さらに良い形になれば良いと思う、と発言

小熊教育長

今、各委員から御指摘をいただいたことについて再確認をさせていただく。まず、いじめアンケートについては、把握、対応、そして保管までの流れについて、今一度確認をする必要性があると感じた。特に管理職の関わりについても明記していく必要があると考えている。保存をするように指示をただけでは、様々な問題が起きるのではないかと考えている。2点目として、いじめ防止の基本方針なので、教育委員会として、特にいじめを担当する課は、防止ということについてどのようにしていくのかを考えていかなければならない。また、こういった基本方針などに載せる必要があると思うので、課題として取り組みたいと考えている。3点目として、この基本方針を読んだときに、保護者に安心感を与える体制があるということ。分かりやすく言えば、学校以外にも相談できる体制があるということを明示していく必要があると感じたので、今後検討していきたいと考えている、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第3号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 習志野市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について (学務課)

寺嶋学務課長

協議第1号「習志野市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」、説明する。令和7年6月に、国は「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部を改正した。教員の給与のプラス分としての教職調整額を現行の4%から10%に引き上げるとともに、教員の職務処遇の改善、働き方改革の義務化が主なポイントとなっている。

資料1ページ目を御覧いただきたい。国は働き方改革の道筋を各自治体が明確に示すため、教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講じるべき措置に関する措置を示した。その中で、3番にあるとおり、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定を可能な限り、令

和8年4月を目標に定めることとされた。

資料2ページ目を御覧いただきたい。「学校と教師の業務の3分類」が明確化され、この実施計画の中に、反映することとされている。小中学校の教職員は県に属することから、本来は県の実施計画に基づいて市の計画を作成するべきだが、県の計画は2月に説明会を行い、3月の教育委員会会議に報告した上で公表されることとなっており、そこから本市の計画が4月に策定となると、時間が非常に限られてしまうことから、市独自の計画案を作成したところである。現状、市教育委員会の各課、全小中高等学校の校長と、この計画案を共有しており、それぞれから御意見をいただいているが、本日この場で、教育委員の皆様から御指導をいただき、充実した実施計画を策定したいと考えている。

実施計画の本冊3ページ目を御覧いただきたい。2. 目標についてである。習志野市としては、ここに示した目標を令和11年度までに達成したいと考えているので、御意見をいただきたい。(1) 時間外在校等時間に関する目標、いわゆる超過勤務についてだが、1か月当たり45時間以下の割合を100%にすること、1年間における1か月の平均時間を30時間以下にすること、1年間の平均時間を360時間以下にするという時間に関する目標である。(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標のアは年次有給休暇の平均取得日数を18日以上にすること。イ、ウ、エは、ストレスチェックの数値をより向上させ良い状況にするための目標である。

実施計画の本冊4ページ目を御覧いただきたい。(3) 校務の効率化に関する目標については、GIGAスクール構想のもとで、文部科学省から示されている34項目の校務DXチェックリストの達成状況を60%以上にしようとするものである。なお、括弧内に示しているのは、令和6年度の本市のそれぞれの数値となっており、これを改善するための目標としている。次に、3. 計画の期間についてである。先程も説明したが、この実施計画の期間は令和8年度から令和11年度までとしており、令和11年度までにこの目標を達成したいと考えている。次に、4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容についてである。文部科学省から示された、業務の3分類を踏まえた業務の見直しについて、(1)のア、イ、ウに具体的に記載している。こちらについても御意見をいただきたい。

実施計画の本冊6ページ目を御覧いただきたい。(2) 学校における措置の推進については、目標達成のために実施していただきたいことを記載している。

実施計画の本冊7ページ目を御覧いただきたい。(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組については、実際に実施しているものもあるが、ストレスチェックの実施や産業医の面接をしっかりと実施していくことを記載している。次に、5. 関連する取組、今後のフォローアップについてである。関連する取り組みや教育委員会としての今後のフォローアップについて、(1)から(6)まで記載している。こちらについては、この場で御意見をいただき、実施計画の内容を充実したものにしていきたいと考えている、と概要を説明

小熊教育長

補足して説明する必要があると感じた。この実施計画案については、基本的に国の方向性がしっかりと記載されているという理解で良いか、と質問

寺嶋学務課長

国の方から通知があり、実際にどのような形で作っていくのかを御指導いただいております、それに基づいて作成している。また、実施計画の本冊についても、国から示されたひな形に基づいて作成している、と回答

小熊教育長

現状、本市で既に取り組んでいるものと取り組んでいないもの、目標としなければいけないもの

の区別がないと意見が言いにくい。また、様々な意味で予算化が必要になってくると思うが、どこまで予算化されているのかについても補足して説明していただいた方が、教育委員としては意見が言いやすいと思うがいかがか、と質問

寺嶋学務課長

実施計画の本冊4ページ目の4の(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直しに基づいて具体的に説明する。アの学校以外が担うべき業務の①登下校時の通学路における日常的な見守り活動、②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応については、現在学校で取り組みを進めているところである。③学校徴収金の徴収・管理については、教育委員会で取り組みを進めているところだが、システムの導入には至っていない。⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応については、相談窓口の設置に係る予算を要望しており、次年度から配置ができる見込みである。イの教師以外が積極的に参画すべき業務の①調査・統計等への回答については、現在取り組みを進めており、負担軽減が図られる予定となっている。④学校プールや体育館等の施設・設備の管理については、現在取り組んでいるが、予算措置が必要であり、今後さらに取り組みを進めていく必要がある。⑤校舎の開錠・施錠については、デジタル技術の導入には至っていないが、現在は電子化されており、校舎への侵入があった場合は共有される状況となっている。⑦校内清掃については、具体的な動きはなく、範囲の合理化等には至っていない。⑧部活動については、部活動の地域展開に関する予算措置をしているところだが、保護者の受益者負担等は進んでいない状況である。ウの教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務の②授業準備については、スクール・サポート・スタッフの全校配置は行われており、継続について県に要望をしているところである。③学習評価や成績処理については、自動採点システムの導入ができているので、さらなる活用を図る必要があると考えている。次に、4の(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組についてである。アの産業医の面接指導の実施については、実施することができている。イのストレスチェックの受検については、全校実施できている、と回答

小熊教育長

各所管課から、補足説明はあるか、と質問

春名指導課長

実施計画の本冊4ページ目の4(1)のアの④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等について、教頭が非常に重い任務を担っているので、こういった部分を地域学校協働活動推進員に担っていただくことができるかを、学校運営協議会の所管課である指導課と、地域学校協働本部の所管課である社会教育課で連携をしながら教頭の負担を減らしていけるように検討している。さらに、実施計画の本冊6ページ目のウの④学校行事の準備・運営についても、スクール・サポート・スタッフとの協働以外の方法や学校行事が真に必要なものかどうかの精選を今後も継続的に学校と調整していきたいと考えている。⑤進路指導の準備については、校務支援システムが充実してきたので、こちらを使用しながら、デジタル化または共有化ができるものは取り組みを進めているところだが、非常に多くの個人情報が含まれていることから、個人情報がしっかりと保護される状態でデジタル化を進めている段階である、と回答

小熊教育長

他に補足説明はあるか。例えば、プールの清掃についてはいかがか、と質問

早川教育総務課長

プールの清掃についての現状としては、学校の教員を中心に地域のボランティアの方などに行っている。そういった中で、やはり委託することの効率については十分に認識している。この実施計画を策定する以上は、しっかり検討し、実施していく必要の是非について結論を導いていく必要があると考えている、と回答

小熊教育長

今説明のあったとおり、提示の仕方については工夫をする必要があったので、事前に話をしてきたところだが、県の方向性がまだ出ていないので、なかなか難しい部分がある。御承知のとおり、学務課だけで作成できるものではなく、教育委員会を挙げて取り組まなければならない内容である。協議の段階なので、教育委員の皆様から率直な御意見や感想等でも結構なので、いただきたいと思うがいかがか、と発言

高橋委員

本当に大事な問題について、習志野市がこれから取り組んでいくということに期待をしているところである。実施計画の本冊3ページ目の2. 目標に、様々な数値目標を挙げていることは良いことであると思うが、少し気になることは、(1)のアに1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にするという。月45時間を上回る割合が小学校では33.6%、中学校では38.1%となっているものを0%にしようとする目標であると思うが、こういった経緯で100%と設定したのか説明していただきたい、と質問

寺嶋学務課長

習志野市の管理規則を変更した点でもあるが、国から月45時間以下とすることを目標にするよう御指導をいただいている。現状60時間程度働いている方や多い方では80時間を超えて働いている方もいるので、具体的な目標を示さなければ達成が難しいと考えて設定したものである、と回答

高橋委員

事情は良く理解した。私の専門である健康の分野でもしばしばあることだが、国から降りてくる目標に関して本気で設定しているのか疑問に思うことがある。例えば、未成年がたばこをたくさん吸っていることを分かっているのに、すぐに0という目標出す。こういった建前で目標を立てることは本当に日本人の問題ではないかと思う。記載することは難しいかもしれないが、やはり何を指すのが大事であると思う。国が100%と設定しているところを、習志野市が90%と設定することはできないと思うが、こういった目標はいかがなものか。教育長のおっしゃることとほとんど同じだが、私の意見としては、数字を目標にすることも大事であると思うが、目標を達成するために何をすることがさらに大事である。そう考えると、やはり目標の後に、現状と今後どのようにしていくのかということに記載した方が良いのではないかと。例えば、プールの管理について、このことについては現在何%だが、今後どうしていくかということや、学校と教師の業務の3分類のある項目について、この学校ではこういった状況なので、このようにしていくというように、数字の目標を達成するために、何をすることが明確に示さなければ、結局は達成できなかったということになると思うがいかがか、と質問

寺嶋学務課長

こういったことができていないのか、それをどのようにしていくのかということをも明確化することが、結果的に本当の働き方改革につながると思うので、もう一度全課を挙げて、できていない部分をしっかりと洗い出し、具体化していきたいと考えている、と回答

鎌田委員

働き方改革の基本的な方針として、超過勤務を減らしていくという事は理解できるが、そもそも本当に新卒の教員からベテランの教員まで、画一的に同じ数値で良いのかと思っている。例えば、医療業界では、研修医の超過勤務が少し多く認められており、ある程度のスタッフになると、この時間までという上限がある。やはり、若い頃に吸収しておく必要があると思う。国の方針に基づくことは仕方ないと思うが、段階的な働き方改革はできないのか、と質問

寺嶋学務課長

この実施計画については、各自治体で教育委員や市長部局等の御意見を伺いながら作成できるものである。やはり現実的に達成できないものを、改めて作る必要はなく、現実に即したものを作らなければならないので、目標については今一度見直す必要があると考えている。その上で、私自身としても、現場に若い教員が多く、やはり時間をかけなければならないこともあると思うので、具体的に年齢層により設定ができるのであれば、そのような目標に変更するなど、現実に即した形にする必要があると考えている。一方で、教職員の指導や教員同士が切磋琢磨できる時間を確保するために、それ以外の時間を減らしていく取り組みを、この実施計画では謳う必要があるため、今後しっかりと研究し作成したいと考えている、と回答

鎌田委員

委託できる部分を他に委託することにより確保した時間で、研鑽を積むという考え方であるということが良く理解できた。その方向で努めてもらいたいと思う、と発言

高橋委員

鎌田委員の質問からの議論は非常に大事であると思う。一方で、若い方は育児など様々なことがあると思うので、やはり必要な人が個別にしっかりと時間を取れるような目配りをした上で作成をしていただきたい、と要望

馬場委員

先程、口頭で説明があり、慌ててメモをしたが、この資料ではなかなか個別の意見は出しにくいので、教育長がおっしゃったとおり、今何を実施しており、何を目標にしなければならないのかを、もう一度示していただいたうえで協議することをお願いしたいがいかがか、と質問

寺嶋学務課長

何が実施できていないのか、また、どのようにして実施できるようにしていくのかということや、教員としての必要な時間を確保するために、教員が行わなくても良いことを行っている現状について、具体的にどのように改善していくのかをお示しする必要があることを教育委員の皆様から、御指導いただいたと思っているので、改めて御意見をいただきたいと考えている、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

<報告事項(3)並びに議案第1号及び議案第2号については非公開。

ただし、議案第1号については、情報解禁日である

令和8年2月12日を経過したため、

議案第2号については令和8年2月17日をもって、

市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。>

議案第1号 習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

(教育総務課)

早川教育総務課長

議案第1号「習志野市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について」、説明する。

議案書の提案理由を御覧いただきたい。令和8年4月1日付けで、教育委員会事務局の機構改革を実施するため、改正するものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。1. 機構改革を行う理由及び内容についてである。1点目として、学校現場においては、多様化、複雑化する問題の早期把握と即時対応を行い、被害の深刻化や長期化を防ぐことが求められている。特に、いじめ、不登校問題においては、専任で対応する必要があることから、この度、児童生徒指導課を新設するものである。それに併せて、既存の学務課、保健体育安全課、指導課の3課が持つ事務分掌、業務の内容を整理し、課の名称を変更する。2点目は、青少年センターの移管である。現在、保健体育安全課で持っている、防犯安全機能に合わせて学校教育部に設置されている。一方で、青少年センターは青少年の健やかな育成を支えることを目的として設置しており、生涯学習部が所管する社会教育団体との一層の連携を図る必要があることから、移管するものである。次に、2. 機構改革に伴う改正についてである。現在と改正後の機構図を掲載している。この中の着色部分が今回改正するものである。内容を補足すると、学務課については、学校給食センターを含み学校教育課に、指導課については、学習指導課に改正する。この度の機構改革では、先程の議題にもあったとおり、いじめに対して迅速かつ的確に対応できる体制を整えていくものである。資料2ページ目からは、各所管課の事務分掌についての資料、最後に、実際に公布する規則を添付している、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第1号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第2号 習志野市附属機関設置条例制定に対する教育委員会の意見について

(教育総務課)

早川教育総務課長

議案第2号「習志野市附属機関設置条例制定に対する教育委員会の意見について」、説明する。

議案書の提案理由を御覧いただきたい。今回、市長部局において「習志野市附属機関設置条例」を制定すべく、令和8年習志野市議会第1回定例会に提案する予定である。この条例案において、教育委員会に係る改正内容が含まれていることから、市長部局から意見聴取の申し出があったため、教育委員会として回答するものである。

資料1ページ目を御覧いただきたい。改正概要についてである。2. 施行期日については、令和8年4月1日に施行するものである。次に、3. 条例制定理由についてである。現在、第三者機関として審議会が数多くあり、個別に条例で規定しているが、市長部局において、個別に規定している条例について、必要な事項を一括して規定するため、新たに条例を制定するものである。次に、4. 条例制定により教育委員会に係る改正内容についてである。具体的に審議会がどのようになるのかを記載したものであり、その中で、教育委員会に係るものは2つある。(1) 附属機関設置条例に規定される附属機関にあるとおり、それぞれ個別に条例で規定されるものについて、改正あるいは廃止をするものが、①から⑨までとなる。こちらについては、新たな条例の中で規定されるものである。もう一点の(2) 業務の見直しにより統合する協議会について、対象となるのは、習志野市青少年問題協議会と習志野市いじめ問題対策連絡協議会である。こちらの名称を習志野市い

じめ問題・青少年問題対策連絡協議会として、両協議会を統合する。この理由としては、両協議会は25名の委員で構成されており、それぞれの協議会の委員を兼ねる形で運用してきたが、いじめ問題、青少年問題は、関連する議題も多く、今後は一体的に協議していくことがより効果的、効率的ということから、今回統合し運営していくものである。

資料2ページ目を御覧いただきたい。次に、5. その他についてである。今回、この条例の中では、臨時委員と専門委員を設けることができる。臨時委員は、特別の事項を調査審議することを目的に、臨時的に置くことができる委員である。専門委員は、専門の事項を調査することを目的に置くことができる。例えば、今回市議会において、いじめ重大事態の調査をするにあたり、他の知見、経験を持つ委員が必要ではないかという御指摘があった。その際には、当該委員会の委員以外に臨時的に専門的知見のある方を委員とすることで、より充実した審議、議論ができるようになるという内容である。こちらについては、まさに市議会からの要請に応える内容になっている。

資料3ページ目を御覧いただきたい。実際に市長から教育長あてにきた文書である。

資料4ページ目を御覧いただきたい。教育委員会から回答をすることになるが、実際にこちらの文書をもって回答したいと考えている。今回は事務局において、異論がないという旨の回答書を作成させていただいたが、議論していただいた中で、この文書に付記すべき事項があれば、付記した形で、市長に回答したいと考えている、と概要を説明

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第2号は全員賛成で原案どおり可決された。

報告事項(3) いじめ重大事態の発生について

(指導課)

報告事項(3)は終了した。

小熊教育長

令和8年習志野市教育委員会第1回定例会の閉会を宣言